

経済産業省

官 印 省 略
20130321 製 第 47 号
平成 25 年 4 月 1 日

北海道経済産業局長 殿

経済産業大臣

自転車競技法(昭和23年法律第209号)等に関する事務の委任について

上記の件について、自転車競技法(昭和23年法律第209号。以下「法」という。)及び自転車競技法施行規則(平成14年経済産業省令第97号。以下「規則」という。)の規定に基づく経済産業大臣の権限に係る事務のうち、下記に掲げるものについては、貴職に委任する。

なお、平成19年9月21日付け平成19・09・19製第13号「自転車競技法(昭和23年法律第209号)等に関する事務の委任について」は、廃止します。

記

1. 法関係

- (1) 第2条の規定に基づく競輪の開催届の受理に係る事務
- (2) 第4条第9項(第5条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく設置者の地位の承継に関する届出の受理に係る事務
- (3) 第50条の規定に基づく競輪施行者等に対する法律の施行の確保のため必要な命令であって軽易な事項に係る事務
- (4) 第51条第1項の規定に基づく競輪施行者に対する競輪開催の制限に関する命令であって軽易な事項に係る事務及び同条第2項の規定に基づく競輪場等の設置者に対する業務の制限に関する命令であって軽易な事項に係る事務
- (5) 第53条第1項の規定に基づく競輪施行者等に対する報告徴収又は立入検査であって軽易又は定期的な事項に係る事務

2. 規則関係

第11条第2項の規定に基づく道路を利用する競輪の許可申請書記載事項の変更の許可に関する事務